

## 随時監査結果報告書

1. 監査の種類 随時監査（地方自治法第199条第1項・第5項）
2. 監査実施日 令和4年12月19日（月）から令和5年1月23日（月）まで  
詳細については、次のとおりである。
  - （1） 12月19日 所管課へ監査を実施する旨を通知
  - （2） 12月23日 所管課から関係書類の提出
  - （3） 12月28日 所管課への聴き取り調査（第1回）
  - （4） 1月 5日 浄水場について現地調査
  - （5） 1月23日 所管課から提出された書類の説明を受けた（第2回）
3. 監査の対象 上水道事業のうち、浄水場（石町浄水場及び宇留津第1・2浄水場）  
の管理業務委託及び水質検査業務委託について監査対象とした。
  - （1） 浄水場管理業務委託について  
業務場所 ①石町浄水場（越路1260）  
②宇留津第1浄水場（宇留津972-6）  
③宇留津第2浄水場（宇留津949）  
業務内容 浄水場全般の管理、清掃、機械器具の切替調整、残留塩素調整及びその他施設の衛生管理、諸記録の記帳整理、異常が生じた場合等の連絡調整、その他上下水道課の指示事項、浄水場内の草刈の実施及び報告。  
委託料 2,160,000円（年額） 月払い 180,000円×12ヶ月  
委託相手 水道技術管理者資格者 1名
  - （2） 水質検査業務委託について  
業務場所 各浄水場の配水エリアに位置する町内5箇所の民家  
業務内容 毎日の残留塩素濃度、濁り及び色の有無の確認、異常が生じた場合等の連絡調整。

委託料 42,500 円 (1 人/年額) 年 2 回払い 21,250 円×2 回

委託相手 各浄水場の配水エリアに位置する町内 5 箇所の住民

#### 4. 監査の方法

事前に関係書類の提出及び現地調査を行い、書類に基づく質問方式により調査を行った。

#### 5. 監査の着眼点

浄水場管理業務委託及び水質検査業務委託について、起案・契約・管理・支払等が、適正かつ効率的に行われているか、改善点がないかに重点を置いた。

#### 6. 監査の結果及び意見

築上町監査委員監査基準に準拠し、監査を行った結果、以下のとおり検討すべき事象が見られたので、今後については適切に対応されたい。

##### (1) 関係書類について

起案の内容について、内容が慣例化され不適當な部分が見られるので、件名の統一や内容の精査を十分行うとともに、上司の管理監督機能の向上を図るよう努力されたい。

##### (2) 契約金額の積算根拠の明確化及び妥当性について

令和 3 年度に管理状況が変わった時点で契約金額の見直しを行っているが、積算根拠の明確化及び妥当性を再確認していただきたい。

##### (3) 支払時期について

築上町水道浄水場管理委託契約書第 3 条の当月払いとなっている支払いについて、令和 5 年度から履行確認後の翌月払いとするよう検討いただきたい。

##### (4) 公営企業会計事務における根拠法令の確認について

地方自治法及び地方公営企業法のうち、どちらに準拠すべきか再確認いただきたい。